

## 原子力事業者防災業務計画修正の要旨（大洗原子力工学研究所）

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成１１年法律第１５６号）第７条第１項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

現場指揮所の一時移転及び原子力防災資機材の点検頻度等の修正を以下のとおり行いました。

### 2. 修正した日

令和７年７月１１日

### 3. 協議した地方公共団体

茨城県、大洗町、鉾田市

### 4. 主な修正内容

#### （１）現場指揮所の一時移転に伴う修正

「別図－５ 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所」について、廃棄物管理施設の現場指揮所を配置する建家の耐震工事により、現場指揮所を一時的に別の建家へ移転するため、配置場所を修正する。

#### （２）原子力防災資機材の点検頻度等の修正

「別表－５ 原子力防災資機材」について、「その他の資機材」に分類される「屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備」に関しては、消防自動車を原子力防災資機材の対象設備として位置付けるとともに、保管場所を「消防車庫」に修正する。

また、モニタリングカー、被ばく者の輸送のために使用可能な車両（救急車）及び屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備（消防自動車）の各車両については、車両部分とその艀装部分に記載をわけ、それぞれ適切な点検頻度の記載に修正する。

以 上

## 大洗原子力工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

大洗原子力工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(1) (2)

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(2)

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

### 第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上